

○自動車等運転免許試験の停止等に関する 取扱規程 (昭和50.10.16 鹿児島県公安委員会規程3)

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。）の規定に基づいて、自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）試験を停止し、又は合格の決定の取消し及び免許試験を受けることができない期間の行政処分（以下「処分」という。）の量定基準について、必要な事項を定めるものとする。

(免許試験の停止等の量定基準)

第2条 不正の手段によつて自動車等の免許試験を受け、又は受けようとした者に対して、免許試験を停止し、又は合格の決定の取消し及び免許試験を受けることができない期間の指定は、別表のとおりとする。

(処分期間の計算)

第3条 この規程における処分期間の計算は、免許試験の停止又は合格決定の取り消し処分が行われた日から起算する。

(処分の執行)

第4条 処分の執行は、鹿児島県警察本部又は警察署に被処分者の出頭を求めて行い、あわせて免許試験等について必要な教示を行うものとする。

(細目事項)

第5条 この規程の実施について必要な事項は、別に警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和50年10月16日から施行する。

別表(第2条関係)

項号	適用事項	態様	措置 当日の試験停止	量定		基準 受検の期間
				合格の処	決定	
1	受験者相互又は第三者との間に不正の通謀をなした者	(1) 答案の交換	試験の停止	取消し	6月～1年	
		(2) 答案を他の受験者に写させる	"	"	"	
		(3) 暗号等による通謀	"	"	"	
		(4) その他の方法による不正行為	"	"	"	
2	受験者相互又は第三者を身替り受験をし又はさせた者	(1) 適性、学科及び技能試験等	"	"	8月～1年	
		(1) 盗み見により他人の答案を書き写し、又は盗み見により他人の答案と対照等	"	"	3月～10月	
3	学科試験において盗み見等の行為をした者	(1) カンニング用紙の使用、鉛筆、参考書等によりカンニング行為、又は関与した者	"	"	"	
		(2) 二重免許取得の目的をもつて、運転免許申請書に項に受けている免許を故意に記載しない行為	"	"	"	
		(3) 住民票等を偽造し、若しくは変造して提出	当日の試験停止 検挙	"	6月～1年	
4	その他不正の手段により試験を受けようとする者又は受けた者	(4) 試験結果表の適性、学科及び技能試験結果の改ざん等をして提出	"	"	"	
		(6) 卒業証明書、卒業検定合格証明書を偽造し、若しくは変造して提出	"	"	"	

	(6) 免許証を偽造し若しくは変造して提出	"	"	"	"
	(7) 他人名義で免許申請した者、又はこれらに関与した行為	"	"	"	"
	(8) 学科試験問題を写し又は盗む目的等による不正受験行為	当日の試験 停止 必要により 検挙	"	"	"
1	試験に関し試験係員に金品を贈与した者	当日の試験 停止 検挙	取	消	し
2	試験に関し試験係員に暴行、脅迫等の暴力行為により、試験の執行に支障を与えた者	"	"	"	"
1	酒気を帯びて受験した者	当日の試験 拒否、停止 退場			
2	試験の進行に正当な理由がないのに試験係員の指示に従わず試験の執行に支障を与えた者	"			
3	(1) 雑談、騒音、暴力行為で他人に迷惑行為をなす試験係員が行う必要な指示に従わず試験の執行に支障を与えた行為等	"			